

電子書籍テーマソング制作委託契約書

【委託者】（以下「甲」という）と【受託者】新井健司（以下「乙」という）は、電子書籍に関するテーマソング（以下「本件楽曲」という）および付随コンテンツの制作について、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（契約の目的）

本契約は、甲が執筆した電子書籍のプロモーション及びブランディング向上のため、乙が本件楽曲および付随コンテンツを制作し、甲に納品することを目的とする。

第2条（業務内容）

- 乙は、甲が提供する書籍情報及びイメージをもとに、生成AI技術を活用して本件楽曲の作詞・作曲を行う。
- 甲は、制作に必要な情報（書籍表紙画像等を含む）を誠実かつ正確に提供するものとする。
- 乙は、初回デモ音源納品後、甲の修正依頼に対応するものとする。

第3条（制作仕様）

本件楽曲および付随コンテンツの仕様は、別途締結する発注書（または申込フォーム記載内容）に定めるとおりとし、主な仕様は以下のとおりとする。

- 音声形式：MP3形式（320kbps）またはWAV形式
- 曲の長さ：30秒～180秒程度（発注内容による）
- ボーカル：男性、女性、またはAIボーカル（発注内容による）
- 付随コンテンツ：静止画またはスライド動画に歌詞キャプションを付したもの
- その他詳細は申込時の記載内容に従う

第4条（付随コンテンツのサービス区分）

乙は、本件楽曲に付隨して提供する映像・画像コンテンツ（以下「付隨コンテンツ」という）について、以下のサービス区分に基づき制作する。

9. 電子書籍テーマソング・スタンダードパッケージ

静止画に歌詞キャプションを付したコンテンツを制作し、納品するものとする。料金は金50,000円（税別）とする。

10. 電子書籍テーマソング・スライド動画パッケージ

複数枚の静止画を用いたスライド動画に歌詞キャプションを付したコンテンツを制作し、納品するものとする。料金は金 80,000 円（税別）とする。

11. スライド動画アップグレードオプション

甲が第 1 号のスタンダードパッケージを申し込んだ後に、スライド動画パッケージへの変更を希望する場合、追加料金として金 50,000 円（税別）を支払うものとする。

12. 付随コンテンツの仕様その他の詳細は、発注書または申込フォーム記載内容に従うものとする。

第5条 (納期)

13. 初回デモ音源：本契約締結日（入金確認日）から 10 営業日以内に 2 曲を制作し、納品する。
14. 修正対応：各修正依頼受領日から 3 営業日以内
15. 最終納品：初回デモ納品日から 30 日以内
16. 天災地変その他乙の責めに帰すべからざる事由により納期遅延が生じた場合、乙は甲に対し遅滞なく通知し、納期の延長について協議するものとする。

第6条 (修正対応)

17. 基本料金には 2 回までの修正対応を含む。
18. 3 回目以降の修正は、1 回につき金 5,000 円（税別）とする。
19. 修正依頼は、必ず第 6 条に定める方法により文書で行うものとし、口頭による修正依頼は受け付けない。
20. 初回デモ納品後に、楽曲の方向性を大幅に変更する修正依頼（ジャンル変更、テンポの大幅変更など）は、別途見積もりとする。
21. 甲が 2 回までの修正権行使しなかった場合でも、返金その他の補償は行わない。

第7条 (指示の記録および連絡手段)

22. 甲から乙への制作に関する指示、修正依頼、画像等の素材提供、その他の連絡は、すべて Chatwork（チャットワーク）を通じて行うものとする。
23. 前項の記録は、本契約の一部を構成し、契約上の権利義務の根拠となる。
24. 乙から甲への納品物の提供も Chatwork を通じて行うものとする。
25. 口頭、電話、対面での指示・依頼は、第 1 項の方法により文書化されない限り、契約上の効力を持たない。

第8条 (委託料金及び支払方法)

26. 委託料金は、発注書記載の金額とする。
27. 甲は、本契約締結後 7 日以内に、前項の委託料金を乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
28. 振込手数料は甲の負担とする。

29. 追加修正料金その他のオプション料金が発生した場合、乙は甲に対し請求書を発行し、甲は請求書発行日から 14 日以内に支払うものとする。

第9条（著作権の譲渡）

30. 本件楽曲および付随コンテンツに関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、第 7 条に定める委託料金の完済をもって、乙から甲に譲渡されるものとする。
31. 著作権譲渡後、甲は本件楽曲および付隨コンテンツを自由に使用、改変、複製、配布することができる。

第10条（AI 生成物に関する免責）

32. 本件楽曲は生成 AI 技術を利用して制作されるものである。
33. 乙は、第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう十分に注意して制作を行うが、AI 生成物の法的性質上、完全な著作権保護及び第三者の権利非侵害を保証するものではない。
34. 本件楽曲の使用により第三者との間で権利侵害の紛争が生じた場合、甲及び乙は誠実に協議し解決に努めるものとするが、最終的な責任は甲が負うものとする。
35. 甲は、前 3 項の内容を理解し、AI 生成物特有のリスクを承知の上で本契約を締結することを確認する。

第11条（実績公開の許諾）

36. 甲は、乙が本件楽曲および付隨コンテンツを制作実績として以下の方法で公開することを許諾する。
 37. (1) 乙のウェブサイト、SNS (X、Instagram、Facebook 等) での公開
 38. (2) 営業資料、プレゼンテーション資料等での使用
 39. (3) ポートフォリオサイトへの掲載
40. 前項の公開にあたり、乙は甲の書籍タイトル及び著者名を併記することができる。
41. 甲が実績公開を希望しない場合は、契約締結時にその旨を書面で通知するものとし、乙はこれに従う。

第12条（禁止事項）

甲は、以下の行為を行ってはならない。

42. 公序良俗に反する用途、または乙の名誉・信用を毀損する用途で本件楽曲を使用すること
43. その他、著作権法その他の法令に違反する行為

第13条（契約の解除）

44. 甲は、初回デモ音源納品前に限り、本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し、既に受領した委託料金の全額を返金する。
45. 初回デモ音源納品後に甲が解除を希望する場合、乙は委託料金の 50%を返金する。ただし、修正作業開始後は返金を行わない。
46. 乙は、甲が本契約に違反し、相当期間を定めた催告後も是正されない場合、本契約を解除し、損害賠償を請求することができる。

第14条（損害賠償）

47. 甲または乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。
48. 前項にかかわらず、乙の損害賠償責任の上限は、本契約に基づき甲が支払った委託料金の総額とする。

第15条（秘密保持）

49. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上または技術上の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。
50. 前項の義務は、本契約終了後も 2 年間存続する。ただし、第 10 条に基づく実績公開はこの限りではない。

第16条（協議事項）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、円満に解決するものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印（または署名）の上、各 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

【甲】委託者	【乙】受託者
住所：	住所：〒369-1216 埼玉県大里郡寄居町富田 656
氏名： 印	氏名：新井 健司 印

※ 制作仕様の詳細は、別紙「発注書」または「申込フォーム記載内容」を参照

【重要事項】

本契約で制作される楽曲は、生成 AI 技術を使用して制作されます。第 9 条に定めるとおり、AI 生成物の法的性質上、完全な著作権保護を保証するものではありませんので、ご理解の上ご契約ください。